

令和四年二月二十四日提出
質問 第二〇号

医療従事者等の国家試験に関する質問主意書

提出者 阿部知子

医療従事者等の国家試験に関する質問主意書

新型コロナウイルスに罹患し、年に一度の医師、助産師、看護師、保健師、臨床検査技師、薬剤師、介護福祉士の国家試験（以下、医療従事者等の国家試験）が受験できない者のために、追試を求める質問が衆参両院でなされてきた。二〇一四年の大雪に際しては、看護師の国家試験においても、追試が行われた実例があるために、新型コロナウイルスも災害とみなして追試を行うべきではないかと問われている。

しかし、政府は、国家試験の予備問題の存在をたずねられても、「追加試験を実施するために必要な試験問題を作成、確保している状況にはない」（二月十日衆議院予算委員会）などと直接の回答を避けて、聞かれたことに答えていない。

一方、NHKの報道では、「国家試験の元試験委員」の話として、ア 国は災害時などを想定して予備の問題も作成している、イ 予備問題は本試験の問題と比べると完成度は高くないので、追試を行うならばツ シュアップの必要が出てくる、ウ 予備問題を本試験と同等の完成度に仕上げる作業を本試験を作っているメンバーに同時並行でお願いすることは難しい旨が、紹介されている。

そこで以下、アからウに関して尋ねるので、個々に回答をされたい。

- 一 政府は、コロナ禍が、感染症災害であるという認識はあるのか。
 - 二 医療従事者等の国家試験のうち、災害時を想定して国が粗々な予備問題を作成しているものが存在していることは事実か。
 - 三 災害時の追試の実施に際しては、災害の程度を含め、追試を実施するか否かの判断基準が定められているのか。判断基準がないとすれば、どこでどのように追試の実施が判断されるのか。
 - 四 予備問題を使って追試を実施する場合は、それを本試験と同等の完成度に仕上げる作業が必要であることは事実か。
 - 五 本試験を作成するメンバーに同時並行で依頼することは困難であるにしても、数カ月時期をずらして依頼することは、不可能ではないと考えるがどうか。
 - 六 コロナ禍が過ぎ去らないことは想定しておくべき事態であり、追加試験の準備を整えておけば、追試は可能だったと考えられる。今からでも遅くはないのではないか。
- 右質問する。